主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高廣辰治の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護人弘田達三の上告趣意中判例違反をいう点については、他人より手形割引の委託を受けた者が、その委託の趣旨に従い、第三者より現金を受領したときは、特約ないし特殊の事情の認められない限り、右金員は委託者の所有に帰属し、受託者においてこれをほしいままに着服または費消する場合には、横領罪を構成することは、すでに、当裁判所の判例(昭和三三年(あ)第一九七六号、同年一二月二六日第三小法廷決定、刑集一二巻一六号三六八四頁参照)とするところであり、所論引用の名古屋高等裁判所昭和三六年七月三一日判決は、刑訴法四〇五条三号所定の判例に該当しないものであるから、所論判例違反の主張はその前提を欠き、上告適法の理由に当らず、その余は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年五月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健一	- 郎